

- (4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。

なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第 VI 編 第 2 章 6)-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。

- (5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。

(イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。

(ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。

3-2 製作工労務単価

工場製作における工数単価（直接労務費）は 27,800 円とする。



（令和 5 年 3 月一部改定）

工場製作における工数単価（直接労務費）は 28,700 円とする。